五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官の確認を受けるものとなっていること。

ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1)　償還又は買戻しが行われる場合には、発行者の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該償還又は買戻しのための資本調達（当該償還又は買戻しが行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該償還又は買戻しの時以前に行われること。

(2)　償還又は買戻しの後においても発行者が十分な水準の連結自己資本比率を維持することが見込まれること。

六　発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

七　剰余金の配当又は利息の支払の停止について、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができること。

ロ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を決定することが発行者の債務不履行とならないこと。

ハ　剰余金の配当又は利息の支払の停止により流出しなかった資金を発行者が完全に利用可能であること。

ニ　剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における発行者に対する一切の制約（同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当及び利息の支払に関するものを除く。）がないこと。

八　剰余金の配当又は利息の支払が、法令の規定に基づき算定された分配可能額を超えない範囲内で行われるものであること。

九　剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。

十　発行者の倒産手続に関し当該発行者が債務超過にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。

十一　負債性資本調達手段である場合には、第二条第一号の算式における連結普通株式等Ｔｉｅｒ1比率が一定の水準を下回ったときに連結普通株式等Ｔｉｅｒ1比率が当該水準を上回るために必要な額又はその全額の元本の削減又は普通株式への転換（以下「元本の削減等」という。）が行われる特約その他これに類する特約が定められていること。

十二　発行者又は当該発行者の子法人等若しくは関連法人等により取得されておらず、かつ、取得に必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。

十三　ある特定の期間において他の資本調達手段が発行価格に関して有利な条件で発行された場合には補償が行われる特約その他の発行者の資本の増強を妨げる特約が定められていないこと。

十四　特別目的会社等が発行する資本調達手段である場合には、発行代り金を利用するために発行される資本調達手段が前各号及び次号に掲げる要件の全てを満たし、かつ、当該資本調達手段の発行者が発行代り金の全額を即時かつ無制限に利用可能であること。

十五　元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるときは、元本の削減等が行われる旨の特約が定められていること。ただし、法令の規定に基づいて、元本の削減等を行う措置が講ぜられる場合又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられる前に当該発行者に生じる損失を完全に負担することとなる場合は、この限りでない。

5　第二条第二号の算式において、その他Ｔｉｅｒ1資本に係る調整項目の額がその他Ｔｉｅｒ1資本に係る基礎項目の額を上回る場合には、その他Ｔｉｅｒ1資本の額は、零とする。

（Ｔｉｅｒ2資本の額）

第七条　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ2資本に係る基礎項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、Ｔｉｅｒ2資本調達手段のうち償還期限の定めがあり、かつ、当該償還期限までの期間が五年以内になったものについては、連結貸借対照表計上額に、算出基準日から当該償還期限までの期間の日数を当該償還期限までの期間が五年になった日から当該償還期限までの期間の日数で除して得た割合を乗じて得た額とする。

一　Ｔｉｅｒ2資本調達手段に係る株主資本の額（社外流出予定額を除く。）

二　Ｔｉｅｒ2資本調達手段に係る負債の額

三　Ｔｉｅｒ2資本調達手段に係る新株予約権の額

四　特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ2資本調達手段の額

五　Ｔｉｅｒ2資本に係る調整後少数株主持分等の額

六　次に掲げる額の合計額

イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用行においては第百二十九条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十九条において同じ。）の額（当該額が第二条各号の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用行にあっては、第百三十条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

ロ　内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百三十条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第二条第三号の算式において、Ｔｉｅｒ2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

一　自己保有Ｔｉｅｒ2資本調達手段の額

二　意図的に保有している他の金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額

三　少数出資金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額

四　その他金融機関等のＴｉｅｒ2資本調達手段の額

3　第一項第四号に掲げる特別目的会社等の発行するＴｉｅｒ2資本調達手段の額は、特別目的会社等の資本調達手段のうち、次に掲げる要件の全てを満たすもの（前条第三項各号に掲げる要件の全てを満たすものを除く。）の額とする。

一　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段（前条第四項に規定するその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段をいう。以下この章において同じ。）又はＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものであること。

二　当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社が即時かつ無制限に利用可能であること。

三　前号の発行代り金を利用するために発行される資本調達手段がその他Ｔｉｅｒ1資本調達手段又はＴｉｅｒ2資本調達手段に該当するものであること。

四　当該特別目的会社等の親法人等である銀行持株会社がその総株主等の議決権の全てを保有すること。